

議案第14号

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月19日 提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年瀬戸内市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「次項第4号」を「次項第5号」に、「がけ」を「崖」に改め、同項第6号中「がけ面（がけ）」を「崖面（崖）」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「がけ」を「崖」に改め、同項第3号中「における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下のがけを生じ、かつ」を「において」に、「がけ」を「崖」に、「もの」を「ときにおける当該切土及び盛土(前2号に該当する切土又は盛土を除く。)」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、「もの」の次に「(高さが2メートル以下であって切土又は盛土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えないものを除く。)」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前2号に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの

第15条第3項中「分離されたがけ」を「分離された崖」に、「がけ面」を「崖面」に、「上下のがけ」を「上下の崖」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年瀬戸内市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(墓地の造成工事の基準)</p> <p>第15条 墓地の造成に関する工事(以下「造成工事」という。)の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 切土又は盛土(次項第4号の切土又は盛土を除く。)をする場合には、<u>がけ</u>(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下この条において同じ。)の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、その<u>がけ</u>の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 造成によって生じた<u>がけ面</u>(<u>がけ</u>の地表面をいう。)は、崩壊しないように、規則で定める技術的基準に従い、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置を講ずること。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 前項の場合において、造成とは、土地の形質の変更で次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える<u>がけ</u>を生ずることとなるもの</p> <p>(2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える<u>がけ</u>を生ずることとなるもの</p> <p>(3) 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下の<u>がけ</u>を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える<u>がけ</u>を生ずることとなるもの</p>	<p>(墓地の造成工事の基準)</p> <p>第15条 墓地の造成に関する工事(以下「造成工事」という。)の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 切土又は盛土(次項第5号の切土又は盛土を除く。)をする場合には、<u>崖</u>(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下この条において同じ。)の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、その<u>崖</u>の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 造成によって生じた<u>崖面</u> (<u>崖</u>の地表面をいう。)は、崩壊しないように、規則で定める技術的基準に従い、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置を講ずること。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 前項の場合において、造成とは、土地の形質の変更で次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える<u>崖</u>を生ずることとなるもの</p> <p>(2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える<u>崖</u>を生ずることとなるもの</p> <p>(3) 切土と盛土とを同時にする場合において _____、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える<u>崖</u>を生ずることとなる<u>とき</u>における当該切土及び盛土(前2号に該当する切土又</p>

(4) 前3号 のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの _____

3 前2項の規定の運用については、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。

は盛土を除く。)

(4) 前2号に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの

(5) 前各号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの(高さが2メートル以下であって切土又は盛土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えないものを除く。)

3 前2項の規定の運用については、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとみなす。